

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

2013 年度第 4 回（通算第 6 回）

日時：2013 年 6 月 28 日（金）10：00～12：10

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

いつものとおり、事務連絡だけを最初にさせていただきます。議事録は取らせていただきます。それから資料、今日は 6 枚です。絵になった紙が 1 枚、村山先生から出していただいた、事業の進捗の表が 1 枚、ガイドラインの修正版が 1 枚と、オリジナルが 1 部ということで、4 種類でございます。

進行ですけれども、いつものとおり、座長、1、2 部の再修正の部分を済ませてしまっから、3 部にすぐ入っていただくということによろしいですか。

村山座長：

はい。

佐々木主幹：

では作本さん、1、2 部の修正部分を最初にお問い合わせいたします。

作本審査役：

それでは、お手元に、ガイドラインの色刷りのものがあるかと思しますのでご参照ください。特に第 I 部、第 II 部に分かれたところですが、既に皆様方からコメントあるいは修正をいただいて、さらに原案に書き足して修正したものです。3 部については、いろいろ村山座長から議論を投げかけていただいて、また、文言を修正するところまで行っているかどうか分からない箇所がありましたので、いろいろ議論があったという、本当の端々だけを列記するという程度で、第 III 部は済ませていただいています。

冒頭の目次まで除いて、3 ページからいきます。これは 4 月 26 日の議論を受けて、役職員その他の関係者のという形で印刷されました。最初はこれを林先生のやり取りで切ってしまうかという話があったのですが、役職員その他のという形で残すと。これは 4 月の意見会で話が出たので、それでということです。

4 ページ目。これも何度もお願いしているところでありまして、6 月 7 日に、「本ガイドラインは」と書いてございますけれども、第 2 パラですが、2013 年何月にガイドライン規

定に基づきということをお前回、つけて出されましたので、これを入れて改定されたものであるということで、ガイドラインの改定自体を、ここに位置づけております。この前に、「同ガイドライン」とか、「本ガイドラインの」という言葉を入れていたのですが、自明であるということで、単にガイドラインの頭には、「本」とか「同」はつけませんでした。これも前回いただいたコメントです。

その次は、結局、これで削除するというので、線だけ引いておきました。上から第4パラグラフでしょうか、2番目の、「本ガイドラインの目的」。これは第Ⅲ部は、「案件形成調査事業」の定義の問題をいろいろ議論したかと思うのですが、この関連で、「等」を入れるということで、広く読むということのお話がありましたので、ここを変えております。

5 ページ目。上から4番目の「社会環境と人権への配慮」ということでありますけれども、上から第2パラです。文章、いわゆる表現だけの問題かと思えますけれども、「実現に当たっては、実施状況による影響を受ける」。このようなところを、読みやすい文章に変えさせていただきました。内容には変更はありません。

その下、5 ページ目の下から3つ目のパラグラフは、かつこ内に、実際にやっている予算上の事業費の名前が入っていましたが、それはあえて繰り返さないだろうと。特に集中管理ということで、この部分では削除することにいたしました。これもお話ししたとおりです。

6 ページ目、上から3つ目のパラグラフ、7番目の用語の定義の第2パラグラフになっておりますが、「経済産業省からの案件形成調査等の委託事業を含むものとする」、ということで入っているのですが、特に「経産省」と入れるまでもなく、「等」ということで、経産省、その他すべてをこの中に、案件形成調査に入れてしまおうということで話があったので、そのようにこれで文章を変えさせていただきました。

次の(3)ですけれども、これも「ジェトロ案件調査」。ジェトロという言葉が必要かどうかというのは前回出たこともありますけれども、「高梨コメント」という、高梨先生のコメントで3月28日、「委託事業及び事業等に含めてみた」という流れがありますが、4月26日のWG段階で、「なお」ということになっています。ごめんなさい、前後、コメントの注がずれています。これも先ほどと同じで、「ジェトロ案件形成調査とは、ジェトロが経済産業省等」ということで、「委託」を広く、METI 以外の分野の受託事業ということにしてあります。説明がうまくいかずに申し訳ありませんでした。

次の7ページ、(7)番。ここは特にまだ議論になったわけではありませんが、これから熟度の議論をされるときに、恐らくこの文言が関わってくるだろうと。「ジェトロ案件形成調査」の次の段階で行う「環境アセスメント」になっていますが、これは我々にとって、1つ注意しないとイケない表現ということで、分かる段階でチェックを入れておきました。

第Ⅱ部に入ります。8ページ、(2)の最後の文。これは中で相談させていただきました。6月7日のWGをもちろん参考にさせていただきました。「一層強化する」ということで、表現をそのまま使ってよいだろう、というお話もありましたが、もう一つは、「日系企業及び

現地企業、政府にとって必要な」ということで、修文させていただきました。緑の部分です。「日系企業及び現地企業」。出ていく日本からの企業、現地にある土着の企業というのでしょうか。合弁その他ではない現地側の企業、さらに政府にとって——これは相手方政府を念頭に置いていますけれども——必要な環境面の情報提供をさらに行っていく、というジェトロの決意を示したような文章になっております。前は、現地などは相手に対してアドバイスできる立場にあるのか、というようなことを、ここでやったことがあります。

第Ⅲ部。前回では第Ⅲ部が全部終わっておりませんし、村山座長の進行でいろいろ議論が深まったところでありましてけれども、特に修文までは、できているところがありませんので、どのような意見が出たかということだけを右側のコメントに入れさせていただきました。第1、第2のパラグラフと、最後のJBICという言葉を外した、民間企業になり株式会社になりましたけれども、外すべきかということはありませんでしたが、とりあえず緑、あるいは水色の部分になります。

上のほうの「コメント17」からいきますと、名前をここで書いてしまって申し訳ありませんが、「村山座長からの質問に対して、経済産業省等から、受託部門は残すという意見が多かった」ということで、「等」は、METIから直接受託できなかったという我々の意味合いも含めて、METIから委託しているのではない、今は監査法人を経由して受けている、という意味での「等」という言葉を入れたいと考えています。

次の2つ目、18番です。直近、2013年の調査事業名を毎回繰り返して入れることになるでしょうと。ですからその都度、こちらでガイドラインを微修正したということ、その時期、年度、年度の予算名を入れていけばいいでしょう、ということが意見として出されました。そういうことで、とりあえず、今現在、予算名称というのは、上から緑色の1行目から入っています。「新興国での新中間層獲得に関する日本再生事業」、こういうことで前回のWGでお聞きしましたので、そのまま現在の事業費名を入れてあります。そういうことで、昔使っていた「地球環境」とか、こういうので、事業費名は削除させていただいております。

次の19番です。「ジェトロ調査」という言葉です。これは削除したらという原科先生からのコメントが前回ありました。後に複数回登場してくるので、この部分は残す、と最終的に原科先生からのご意見があったと思いますので、今の段階では残した状態にしております。

20番です。松本委員から、「発掘段階」という用語は、やはりおかしいだろうと。これは、これからの字句等に関する議論と関連するかと思いますけれども、そういうことで、一応、項目だけ入れておきました。

あとは21番。「予備的」ということで、もとの「旧ガイドライン」にも書かれているわけでありましてけれども、「予備的」だけじゃなく、「補足的」な調査も実際には入ってきているのではないかということ、この2つの言葉を並べることで、逆に現地での対応がスムーズになるのではないか、というようなことを松本委員から出されましたので、ここで

は、「ないしは」と直後に入れておきましたけれども、「補足的」という言葉を追加させていただきました。

22 番です。水色分、「あくまでも」の文章です。ここで 1 行削除するか、2 行削除するか、3 行削除するかと、いろいろ議論が出たのですが、今の段階では、そのまま残しておいたほうがいいたろうということで、色をつけて、コメントだけをつけるという形にしました。

23 番です。今日欠席の松本委員から出されたもので、JBIC が株式会社になったと。ただ、やはり公的な資金を使ってやっているところですし、そのガイドラインというのは、これから、ジェトロが民間の企業支援ということもあるでしょうから、参考にはなるのではないかと、今の段階では残してあります。

前回議論になったところは大体、議事録を見たところ、以上ではないかと思いますが、もし間違い等があれば、修正をお願いいたします。以上です。

村上課長：

1 点だけ、新しい事業名ですが、「新興国での新中間層獲得に関する日本再生事業」とありますね。もう一つございまして、「エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業」という 2 つやっています。

作本審査役：

では「及び」でつないで、日本再生事業と、及び、「エネルギー……事業」とつけさせていただきますということでお願いします。

村上課長：

はい。

原科委員長：

そうすると、毎回これを変えるのだったら、最初に、これをジェトロ事業と称すといって、改行して、ちょいちょいと 3 行ぐらい書いたほうがいいんじゃないですか。そうするとその行だけ。

作本審査役：

注みたいなことですね。

原科委員長：

一応、1 つの文章にしないと。そうしたほうが分かりやすい。

作本審査役：

本文中でもいいですね。新興国も事業変更に伴って分かりやすく書いて。

原科委員長：

3行だけ、そのまま入れ替えたらいいいようにして。「第Ⅲ部に示される環境社会配慮は、経済産業課で委託している以下の事業を指すと」。「以下、ジェットロ事業」という表現にしておいて、改行して、事業名を列挙したらいいんじゃないですか。そうすると毎回チェックしやすいでしょう。違いも分かりやすいから。

村山座長：

ありがとうございました。

作本審査役：

今の方向でよろしいでしょうか。貴重なご意見だと。

村山座長：

第Ⅰ部、第Ⅱ部は、大分議論してきたのですが、何か、追加提案ございますでしょうか。

高梨委員：

8ページの下の方に、「日系企業」と言われているんですね。そのパラは「日本企業」なんです。ジェットロさんの事業を考えたときに、現地に進出している、いわゆる「日系企業」だけではなくて、これから出ていく日本企業に対しても、やはり環境配慮に対する情報提供もあるので、ここは「日系」だと、何か向こうにいる日本企業だけみたいなので、これは日本企業で、タイトルと同じように、残しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

作本審査役：

日本ですね。

高梨委員：

ええ。それと9ページの、第Ⅲ部の初めのところですけども、前提の2番目のパラで、「発掘段階」というのは残っているんですね。「発掘」という言葉が。発掘形成と、僕らが使ったときには、文字どおりゼロから探してくるみたいな、あれがあったんですけども、この前の議論のときに、大分それも含んで、JICAは、だから、今は「協力準備調査」という名前にしているんですね。これも議論いただいたので、準備段階というような、いわゆる発掘や形成も含んで、次へつなげるために、事前の調査というような。

作本審査役：

できることならば、このだいたいの中で、準備調査の言葉との使い分けを明確にしておかないと。そういう懸念はしています。高梨委員がおっしゃられた、この言葉の使い方、案件形成なのか、発掘なのか、シーズなのか、いろいろあちこちで使い分けをしているのですけれども、当初はそれでもよかったのかもしれませんが、この事業が発足したときは。今の段階は、場合によっては JICA が「協力準備調査」でやるべきで、足りているんじゃないかですか、というような、極端な意見も出るかもしれません。そのこのところのすみわけを、言葉として熟度を考えていかななくてはならないと思っています。

田中委員：

今の点につきましては、「協力準備調査」もいろいろな段階がありまして、「協力準備調査」でマスタープランをやる場合もあります。それから「協力準備調査」で、ある程度マスタープランとかがあったものについては、フィージビリティに行く場合もあります。そういうことを考えますと、以前から議論しておりましたように、ここのジェトロの皆様が支援しておられるこの事業で、例えばマスタープランの部分をいろいろ調べていただいて、その中の優先順位として、こういう FS が望ましいとか、いろいろなのが先方の関係者と議論されて、報告書に上がってきているのを見れば、今度はそれについて協力準備調査で、プレフィージビリティスタディー、一遍にフィージビリティに行くのは難しいですから、プレフィージビリティスタディーで行くとか、そういう判断ができると思います。

ですから、そういう意味では、シーズというレベルが、全く何もないところから、ジェトロ調査でやる部分のものもあるかもしれませんが、ある程度、そういうマスタープランみたいなところを、プレフィージビリティ的に調査をする、やり方というのもあっていいかと思います。むしろそういうのが「準備調査」の意味ですので。

作本審査役：

でも、それはあくまでも JICA の土俵の話ですよ。

田中委員：

そうですね。ですから私どもが、例えばこちらで支援されたものを受けて、次の段階でやろうとするときは、ある程度、そういう、きちんとしたステップを踏んでいただいたものであるほうが、取り組みやすくなると思いますし、あるいは、前に議論がありましたが、円借款関係の SAPROF とか、補足調査をするようなやり方で支援しているものがあるとする、どうもフィージビリティスタディーの段階での補足調査みたいなものもあるわけです。ですから、そういう周囲を、ある程度、第Ⅲ部のほうでは、議論していくのが一番よろしいかと思います。

村山座長：

2つ目のポツについては、いろいろ議論があるのですが、私自身は、あまり2つ目のポツに必要性を感じていないのです。どちらかという、本当に限られた文言だけでもいいかな、という気もして、この調査で最終だということではない、ということ以外に、ここで何か言う必要はあるかな、という気がしています。

作本審査役：

おっしゃることは、「予備的」と「補足的」、この2つの言葉さえ残せばいいだろうと。受け皿として。

村山座長：

あるいは、先ほど高梨委員がおっしゃったように、次の調査のため「準備段階」。

作本審査役：

「準備段階」というのが、「準備調査」という JICA さんがやっている仕事内容と、かぶっちゃうと、ダブっちゃうと、どういうことになるか、私ども……。

原科委員長：

だから JICA の調査が近付いてくると、意味なくなっちゃう。ジェットロがやらなくなる。

作本審査役：

ジェットロは構わないんですけど、METI さんが大変かなと思うので。

村山座長：

ただ、言葉としては似ていても、質的にも量的にも違いますね。

田中委員：

まず、質と量が全然違いますよね。投入量も。JICA の場合は、「協力準備調査」といいますと、チームで1年とか1年半とか、場合によっては2年間、行って、協力するわけですよ。ジェットロの皆さんがやっておられるのは、もっとずっと小さな規模でやれますよね。

作本審査役：

その意義をどのように認めて、積極的にあらわせるかということになってきます。

田中委員：

私が今、申し上げているのは、基本的には円借款案件として、将来、ODA の中でやる案件のお話をしているわけですから。民間でやるような形の場合は、JICA はできませんので。

高梨委員：

言わんとしたのは、別にテクニカルタームとして、JICA が「協力準備調査」というのを使っているんですね。ところが僕ら、最初に聞いたとき、それもおかしいなといって、ニュアンス的に。ただ、ここで今申し上げたのは、いわゆる、普通に僕らが使っている「準備」という、次につなげるための準備という段階だという意味で、だから JICA が使っている「協力準備調査」という、何かもう固有名詞に近いものですけどね。中味はいろいろなバラエティーがあって、我々、最初に出てきたときに、JICA のほうで「協力準備調査」、これは FS です、これはマスタープランの「協力準備調査」ですと、一々やるんですかということですね。それは TOR の中で示しますと思っているんですが。そういう意味では、テクニカルタームで使うのではなく、まさに準備の段階という意味で。

村山座長：

そういう意味では、「発掘段階」というのは、少なくとも無しですよ。その後、「すなわち」というところから、「予備的ないし補足的なものである」というぐらいは、あってもいいですか。

作本審査役：

済みません、「すなわち」から最後のところまででしょうか。

村山座長：

3 行下、「予備的ないし補足的なものである」という。

作本審査役：

「予備的なのものである」。ここまでが、仮になくても。

村山座長：

いや、ここは残して。

作本審査役：

残したほうがいい。

原科委員長：

位置づけを明確にしておく必要があると思うので、ここはきちんと書いておく必要があると思います。ただ長いのは、かえっていろいろ。よく分かるように書いて、分からなくなっちゃうかもしれないから。「あくまでも案件発掘段階」という表現は、確かに。

作本審査役：

もう合わないですね。

原科委員長：

「案件発掘段階のような」、とか、ちょっとぼやけているからでしょう。「あくまでも」というと、これがもう一時的に……。

村山座長：

「あくまでも」という日本語がちょっと薄いですね。

原科委員長：

案件発掘段階というような意思決定の最も早い段階。だから「意思決定の最も早い段階」というところがポイントなんでしょう。

田中委員：

ただ、「最も早い」かどうかがちょっと今。

原科委員長：

「最も早く」なくなったら、ジェトロの……。これの意味がなくなっちゃうと思ったんだ、私は。そもそもの位置づけが。建付けといますか。

田中委員：

そうすると、元の議論に戻っていくのですが。

原科委員長：

だから、今がおかしいから、それを対にしているのかということは基本に戻る。

田中委員：

そこを議論しますか、じゃあ。

原科委員長：

でもそれが一番基本ですよ。そしたら本当にこれが……。

田中委員：

よろしいですか。今の点で、私も、「あくまでも発掘段階」というのは、当初これをつくったときには、そういう議論でしたけれども、今は状況が違っているということ自体が、これも案外おかしな話で、もともとこれは、そういうことでジェトロの調査というのは、すべきじゃないかということやってきたわけです。それがずれているから、これを抜くということは、私もよくないと思いますので、これは個人的な意見ですが、「あくまでも」とかいう、これを取って、例えば「案件発掘段階」、それから次のステップを目指す調査、つまりプレフィージビリティでもいいですし、そういうような次の準備、先ほど高梨さんが言われたような、そういう調査を含むという言い方にしてもいいのかなど。発掘段階のものもあるべきだと思うんですね、本来。これからそういうのも少しずつ入ってくるといいかなと思っております。

作本審査役：

じゃあ、発掘段階の後に「など」を入れちゃいますか。

原科委員長：

だから表現は、「案件発掘段階など、意志決定の早い段階」とか、最もきついかもしいから、そのぐらいの表現に、ちょっと緩和してもいいかな。ただ、こういう位置づけはクリアしておかないと、じゃあこれはということで、議論が生まれると私は思います。こういうことは。

高梨委員：

ただ一方で、その後に「したがって」というふうに、再定義しているんですね。「したがって、ジェトロ調査段階における環境社会調査は、予備的ないし補足的なものであり」というふうに、ここで言うので、それでその前に、FS なんかのための次の段階に行く、前のものなんです。

原科委員長：

だからその表現をコンパクトにするのは、私も悪くないと思う。だから、「案件発掘段階など、意志決定の早い段階において実施されるものである」として、「したがって」は、取んなきゃいけないね。「すなわち」の文章はなくてもいい。ここはちょっと、くどいかもしれないですけども、逆に詳しく書くことによって、「協力準備調査」とか、そういう言葉との、概念がオーバーラップして、誤解を招いてしまうかもしれないから、「したがって」は飛んでもいいかな。

柳委員：

その点ですけれども、基本的には、文章の経産省等から受託している案件の性格に規定されてしまうので、だからこちらが幾ら、我々はこういう気持ちのやつを当てはめるんですよと言っている、受託の性質自体が、「案件発掘」ではなくてとか、ものによって、影響されるわけじゃないですか。ここの文章が。だからそれをちょっと整理しておかないと、そもそも、だから……。

原科委員長：

いや、だから経産省の基本的位置づけがこういうことだと思うから、私はそう言っているんですよ。そういう位置づけで、経産省としては、これを出しているんです。

高梨委員：

意志決定も、これも今、PPP も扱っているんですよ、たしか。

作本審査役：

PPP もやっています。

高梨委員：

そうするとその場合は、必ずしも政府だけじゃなくて、当初僕らが想定したような、ODA とね。PPP だったら民間ですよ。

原科委員長：

だから、意思決定の主体というのが、今までは漠然と政府と思ったけれども、民間のことになってくるから、民間の意思決定の早い段階で、というのがまたね。

作本審査役：

おかしいですよ。うちに意思決定があるわけじゃないですから。

原科委員長：

何となく民間の問題だから。

高梨委員：

意志決定という文言自体も……。

作本審査役：

あと済みません、JICA で今、海外投融资という制度がありますね。JBIC がやっていたような、民間企業への公的プロジェクトにもお金貸せますよ。そこになると事業主体は、民間そのものですね。

村山座長：

いや、意志決定の言葉をパブリックでもプライベートでも使うのは別にいいんだけど、意思決定はパブリッシュは使わないから、民間でも意思決定、むしろ意思決定の理論なんかは、民間の意思決定にもよく使います。

高梨委員：

仮に「意思決定の早い段階」という言葉にした場合、上のポツの経産省等から受託している事業、内容的に整合性は大丈夫ですか。早い段階と言っても大丈夫か。

作本審査役：

「予備的」、「補足的」という、ちょっと抽象的ですけども、こちらのほうで、全部、今のを込みにしてしまう、という手はあるんじゃないかと思います。それでイコールに当たる背中側の、もう一つ言葉が「発掘段階」であると。「発掘段階など」としておいて。予備的なイメージをこの言葉で示して、それをもう一回言い直すと、「予備的」、「補足的」の範疇におさまるものは、ここで受け入れるというように取ると、その中間で、意志決定のことは、早いが遅かろうが、戦略はあるんだと。必要だと思いますけれども、はっきり言って、これは削除してもいいんじゃないかなと思う。でないと、意思決定の早いものか、遅いものかというのは、どの段階が意思決定だっけ、となりますから。予算をつけた段階なのか。

高梨委員：

民間なんかは、この後で意思決定してもいいわけです。

作本審査役：

この後でやるかやらないか。

高梨委員：

別に早い段階でも、何もないので、政治的問題もない。

作本審査役：

そこまでのジェットロ調査は、どうぞ、調査だけまずやってみてください。そのための発掘ですものね。

高梨委員：

ええ。特に JICA の民間連携室は、PPP の FS をやるときには、ある程度、終わった後はすぐ投資のことを考える。念頭に置いてやってくださいと、今、ものすごく縛りがきつくなってきているんです。だからまずやってみて、結果を見てからというのではなくて、現場サイドでは、本当にこの後やるんですねと。そこまで今は、詰められているんです。ただ、制度自体がまだできていないので、PPP の FS の商談段階では、そこまで詰められていて、そういう意味では決して早い段階でもないんですね。

村山座長：

そうすると後のほうの、「予備的」、「補足的」という表現はいいですか。

高梨委員：

そうですね、まさに準備段階ですね。

村山座長：

こちらはあまり議論が分かれていない気がしますが、最初の行の「発掘段階など意思決定の早い段階」という言葉を残すかどうか。

作本審査役：

先に「準備」という言葉を高梨さんに言われていますので、それに例えば、「発掘段階など」というのを、「準備段階」と。ただ、準備という言葉が、JICA での調査とダブってくると、お互い、侵食し合っているんじゃないか、という議論が出るかもしれません。

柳委員：

ここの 4 行は、本当は、後にずらして、「ジェトロ調査の主目的」というのは、こうこう、こういうことなんだ、ということをおいて、その「主目的」は何を対象にしているのか、ということは、もう少し、いろいろと今の議論で、柔軟性の幅があるわけですね。だから、そういうことを踏まえて、その後に書くというのは、どうなんですか。ここで言いたいのは、とにかく「目的は何だ」ということを言いたいわけですね。その前段に対象を絞り込んでいないから、その絞り込んでいないところに、いろいろ議論があるので、だから、なかなか先に進まないで、何のためにやるのか、という目的だけを、が一んと行って、それが何を対象にしているのかというのは、もう少し幅があるわけだから、そのことを後に、こういった環境社会配慮を進めるということは、こういうことだから、だからやる必要があるんですよと。それはつまり、意思決定の早い段階にも寄与できるし、というようなことなんじゃないですか、ここは。

村山座長：

「目的」という意味では、多分、6 ページの用語の定義のあたりで、「案件形成調査」とか、「フィージビリティ調査」の定義みたいなことをしていて、ここはまだ議論をしていないんです。これは第Ⅲ部をやってから議論しましょう、ということになっていて。多分、柳委員がおっしゃる話は、ここに反映しないといけない話だと思うんです。そういう意味では、ここがまだ、あまりはっきりしていないので、前提のところも議論しづらい、ということかもしれません。ただ、両方やっていかないといけないですね。

高梨委員：

さっき村山先生が言われたように、基本方針のほうでは、ある程度うたっているんですね、そういえば。だから、この前提が必要かどうかという。基本方針では、円借款だとか、民間の案件、まあ「発掘」とありますけれども。

作本審査役：

そういう意味では、定義めいたことをもう一回、繰り返す必要はないんですね。むしろ最初の用語定義のところ、必要なものはこちらを動かしておいて、これはもう、ジェットロが受ける調査ということから、出発して持っていけば、それですっきりするのもかもしれません。ただ、「予備的」、「補足的」というのがあると、大体今のは、どんな格好、形の調査であっても、こちらに任せられる、ということになるかと思うんです。むしろ、発掘段階というようなことは、議論はもう全く必要ないと。

原科委員長：

「したがって」の次の3行目、「ジェットロ調査段階における」から、始めたらいいいということかな。

作本審査役：

「ものであり」で、そこから始めても。

原科委員長：

最初の頭を3行カットしちゃって。「ジェットロ調査段階における環境社会調査……」。

作本審査役：

調査の主目的は……。短い文章ですから、先ほどの柳委員とも食い違わないと思います。

村山座長：

では、ひとまず上 3 行を切って、「したがって」ですね。

作本審査役：

「したがって」まで切って。

原科委員長：

「ジェットロ調査段階」、「したがって」の次から。そうしてみます。

村山座長：

ありがとうございます。

柳委員：

それから、その前の行に、注 3 が入っていますが、注 3 が落ちているので、これは前のガイドラインだと注 4 に当たって、それを 3 とすると、「これら 2 事業の名称は、平成 25 年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う」と。ここの文言は、前回と同じというようなことを、注 3 として入れておくということですね。

作本審査役：

ちょっとお断りしておくべきだったのですが、ページ 8、下の注の上に、「して」という日本語が出ていますが、これはパソコン上のプログラムで、あまり何回も書き替えていて、容量いっぱいになってしまったので、そういうことで、これは一生懸命やって、何時間もかけたのですが、この「して」という日本語を消せない箇所が 2 カ所、8、9 ページにあります。前はホワイトを付けていただきましたが、申し訳ありません。

ということで、注もそういう意味では、最終確認まで配慮いたします。容量がいっぱいになってしまって、これ以上、追記できないというところまで来てしまっているのです。

田中委員：

よろしいですか。今のお話ですと、さっきから言っていた「発掘段階」は落ちてしまうことになるんですね。

作本審査役：

定義のほうで、むしろ、どう入れるかということ。

原科委員長：

ほかで表現すると。

田中委員：

ほかで表現というのは、残っているわけですね。

高梨委員：

基本方針でまだ残っているんですね。

原科委員長：

ほかで表現されたから、ここでやらないで、ほかでやっておいたほうがいいんじゃないか、という議論だったと思います。

田中委員：

もう一度そこを、じゃあ、6 ページですね。

作本審査役：

(3) の用語定義の案件形成調査とあります。ここでまた改めて、今の説明を。

原科委員長：

ここで発掘した調査と書いてあるね。

村山座長：

いや、ただ、ここはまだ、議論していないですね。

作本審査役：

これからの議論で、まだやっていませんけれども。

原科委員長：

ここら辺で表現するべき、という意味でしょう。

作本審査役：

ええ、そういう意味です。

原科委員長：

だから、とりあえず外しておく。ただ、2種類あるなら、2種類あると、はっきり書くべきだよ。 「案件発掘調査」以外の。

作本審査役：
そうですね。

原科委員長：
パブリックとプライベートを分けて、8 ページ、ここに書くとなると、ややこしくなるから、定義に書いておけば。

作本審査役：：
先ほど柳委員が言われた、後半の部分を冒頭に持っていく、それとも、これはそんなに変わらない限り、よろしいですか、考え方としては。「したがって」までを削除して、「ジェットロ調査段階」から始めるという、先ほどのお考えと、それほどずれていませんよね。冒頭の文章が短くなりましたから。

村山座長：
調査の目的については、先ほど用語の定義のところまで。

原科委員長：
入れると。

村山座長：
そこはまた、別途議論をすると。田中委員がおっしゃる「発掘段階」という言葉をどうするかについては、そここのところでまた議論したいと思います。

田中委員：
基本的に私は落とすべきではないと思っているものですから、そちらのほうでまた議論して。

原科委員長：
9 ページの表現はやめて、6 ページで、表現するかどうかを検討しましょう。

村山座長：
それでは前提のところは、そんなあたりでよろしいでしょうか。あとは基本方針から、前回は、1) のフォローアップまでごらんいただいています。特にその中で、1) の①、スクリーニングについてご議論をいただいて、それ以外については、基本的には修正はないということだったと思います。スクリーニングについては、カテゴリーを、現在、2 種類から増やしましょうという話になっているわけですが、どういう形で増やすかについては、ま

だ十分議論が尽くせていないということです。今日、資料を出していただいていますね。ここで少しやりますか。

佐々木主幹：

これはむしろ、スクリーニングの区分というよりも、例えばこういう区分にする、あるいは別の区分でもいいのですが、スクリーニングを決める、この中に入れる、どういう形で入れるか。その後、どう生かすのか。あるいは制約はあるのか。制約というのは、委託元との関係です。そこら辺を、我々自身が整理できなかったものですから、議論して、今でなくてもいいのですが、いつかしないと、いけないなということで、簡単な絵を描いたのですけれども。

村山座長：

どう活かすかの話は、多分、後ろの議論をしないとできないと思うんです。ただ、ある程度の考え方を共有しておく程度かな、と思っています。

佐々木主幹：

ただ、これは前々から議論されていましたが、制約がどうしても出てくる。我々の考える制約と、それから原課といいますか、今担当している村上のところで考える制約も、若干違っていたりするものですから、そこら辺、問題意識を共通に持っておきたいという意味で、ちょっと書いたものです。

作本審査役：

とりあえず、今、佐々木さんからご説明がありまして、話を切ってしまうって申し訳ないんですが、例えば、熟度ということを考えて、どういう要素が中に入ってくるかということで、2人で顔を突き合わせて、それでここに出てくる3つだろうなという感じで、佐々木さんに整理していただいたものです。

村山座長：

特にご説明は。

佐々木主幹：

そうですね。熟度のカテゴリーは、仮につくったもので、こうしたいということではありません。考えられるこういうものをつくった場合に、どう流れるか、ということをもとに考えましょう。それで、マニュアルに入れた後なのですが、調査段階、つまり一周遅れではなく、今、例えば今年度の事業を、作本のほうで審査といいますか、評価しておりますけれども、ここに活かせるのかということです。これは一番いいわけですが、あるいは

は、作本の段階を過ぎて、村上のところにそれが回って、アドバイザー、あるいは職員から、企業にそれが伝達できるかということです。これはやはり制約がちょっとある。なぜならば、マニュアルというものがある。報告書マニュアルには、これが反映されないというような、あるいは、繁栄できないということであれば、当該年度の事業に、やはり繁栄するのは難しい、というような制約が考えられるということです。

一方、下のほうで、事後評価、これは一周遅れです。報告書に反映といいますか、委員の方に評価をしていただいたとしても、これはこれでできるとは思うのですが、このカテゴリーが入った時点で、METI が、ジェットロの環境社会配慮ガイドラインを使えなくなる、取り込めなくなる。今はジェットロという名前が出ていませんけれども、内容的にはジェットロのものに従ってくださいよ、という中味ではあるわけです。ところがこういうカテゴリーが入った時点で、ちょっとこれは採用できない、採用といいますか、できないね、というような考え方をする場合もあると。そういう制約も出てくる、ということではないかと思えます。

あとは細かいのですが、カテゴリー自体、あまり複雑にすると、誰がどう判断を、どの時点であるかということです。誰が見ても、一目でぱっと分かればいいのですけれども、そうでなければ、カテゴリー分類だけの委員会を開くとか、というような必要性も出てきますし、制約といいますか、いろいろなところをクリアしないと、なかなか書き込めないなというところで、この紙をつくってみたんですけれども、大体、問題意識としてはそんなところですよ。

作本審査役：

これもちょっとご説明を。見方が分からないかもしれません。

佐々木主幹：

見方は、これは申し訳ありませんが、全然詰めて考えていないのですが、マルはもちろん、これは対象ですと。ところがバツの場合もあるわけです。したがって、熟度が高いほうから低いほうに、ということで流れて、本来的には、Dが一番、うちの案件には沿うということをつくったのですが、必ずしもそうもいかないということで、マルバツの選択はあり得る、ということをつくっただけです。これを、こうしたいということではありません。むしろこれは、カテゴリーよりも、どう生きるかといいますか、どう生かすか。それから、もしかしたら、生かせないかもしれないという危惧ですね。このまま進んで決めたとしても、一体どこで使うんだということです。

最悪の場合は、本当にさっき申し上げましたように、委託元が、こういうガイドラインを前提に、ものは進められません、という考え方を持ってしまうかもしれません。これは委託先と委託元の関係ですから、使えとは言えないんですね。そこら辺をちょっと考慮しながら、という意味です。以上です。

作本審査役：

補足させていただきますが、例えばという、この表の見方ですが、これは熟度を考えるときに、3つ軸があるだろうということで、佐々木さんと話した結果、出したものです。あくまでも例示であります。恐らく類似調査が既に行われていた。世銀かアジ銀で、似たような調査をやっていて、改めてやるほどのというか、そういうものがありますね。同じ調査をもう一回、こっちへ案件を出してくるというのがあります。それのある場合と、ない場合というのが、左行の類似調査の「あり・なし」なんですね。真ん中のサイト決定済というのは、何でこんなが入っているかと言われると、これはガイドラインの中で、調査報告を、深く浅くと、区別する場合は、これしかないのです。ステーク、これに従ってサイトが予定されている場合、あるいは複数のサイトから選ぶような場合、それで、それぞれによって、ステークホルダーとの情報収集というか、そのレベル、深さを変えなさいということだけが、この現行のガイドラインに入っています。ですから、これも1つの、いわゆる熟度を判定する上での軸かなと。

あとはアセスが終わっているもの、そうでないものがまざっているということで、これもマルバツが。それぞれ四角の箱の中に詰まっている、こういう場合があり得るかなということ、佐々木さんと一緒につくったものです。

佐々木主幹：

ちょっとよろしいですか。村上さん、現場にいて、仮にうちのガイドラインに入りました、ということであれば、委託元の制約というか、反応というか、どういうことが想像されるかという。

村上課長：

ちょっと分からないですけども、私はこれまでの議論は、あくまでジェットロの努力目標として、こういうカテゴリーに分けて、審査をするための、補助的な作業だと受け取って、います。ですから、これを分けることによって、より、もう少し質を、クオリティーを上げる、というところをジェットロはやります、ということを宣言するだろうなと思っています。

ただ、最初に、柳先生とか原科先生もおっしゃっているように、タックス段階とか、そういう、METI 側で予算を要求する際に、説明をされているだろうと思っていますので、あまりそうでないものをやるということで、表に出てしまうと、METI サイドとしても、そういう前提で、この調査はやっていませんと。

佐々木主幹：

そういう反応になっちゃう。

村上課長：

可能性もあるかなと。

佐々木主幹：

そうですね。公式な位置づけがね。

村上課長：

ええ。ですからあくまで表に出なくて、ジェットロの中で。

原科委員長：

マニュアルみたいな形ですね。

村上課長：

ええ、こういう形で我々はやっているんですということでおさまっているのであれば、いかなと思うんですけど。

佐々木主幹：

調査企業には、どのタイミングで、どう伝達できるかなというのは、どうですか。

村上課長：

そうですね、報告書マニュアルというか、報告書作成基準というのがあって、それがよりどころとなるので、そこに記載されていないもので、我々が、いや、これはこういうふう
に、少し踏み込んで調べたほうがいいんじゃないかということ、多分、指導みたいな形
で言うんですね。もう少しクオリティーを上げるために、ここまで踏み込んでやったらど
うですかと。ただ、それをマニュアルにないというところで、あとは企業側から、それを
やるかどうかは、また別の判断があるかもしれません。あまり縛れるものはないので、我々
が指導するというところで終わってしまう可能性はある。

佐々木主幹：

企業さんからしてみると、マニュアルがありますね。これに我々は従いますと。この部分
はどこに書いてあるんですか、というようなことを問われた場合、どう対応できるかとい
うのが、ちょっと問題になりますよね。

高梨委員：

現場からすると、ジェトロさんの報告書の質の確保ということで、それを受けているわけですから、だからこういう細かいことを、これですからというような話というよりは、ジェトロさんの持っている1つのガイドラインから考えて、ここまで細かく規定するかはあれですけども、当該案件、A社から出てきたあれが、かつて類似案件があったらどうかと。それはヒアリングで聞けるわけですよ。そのときにレポートがあれば、拝見させていただいて、その中で、サイトをある程度絞ってだとか、それからアセスメントがあるかどうか、ということをお聞きになれば、そういう意味での、ほんとうは作本さんなんかが、もしそういう立場にあるのであれば、こういう点をしっかり詰めて、調査をやってくださいということで、まさに調査段階で、それはコメントを、やはりすべきだと思うね。

僕らは毎年、一生懸命コメントはつくっても、その段階で反映されない、または事業でしか見ない。恐らく経産省は、それについては、文句は言わないと思う。というのは、経産省は、JICAやJBICよりも、もっと広いあれで言っているのだから、それに全部、こういうことも入っていることだと思うんです。ただ、それは、ジェトロのガイドラインがこうなっていますから、このとおりにやってください、という抵抗はありますけれども、その人の内容の質の確保というところを担っている受託団体としては、やはり、いい調査をするためには、こういう点をしっかりやっていただきたい、ということ言う分には、僕は問題ないと思います。

村山座長：

その場合、言い方なんですけれども、ジェトロの内部のマニュアルを、材料としておっしゃるのか、ガイドラインを材料としておっしゃるのか、という選択肢があって、マニュアルとおっしゃるのであれば、このWGでは議論をあまりしなくてもいいのかなと。それは座長としての役割が大分軽減されるのですけれども、それでいいのかが、ちょっとまだ判断できかねるんです。

佐々木主幹：

おっしゃるとおりだと思います。今のことを決めずに進んでしまうと、最後になってから、一体これはどういうふうに生かすんですか、まで行っちゃうので。

原科委員長：

根拠があったら何か、。

佐々木主幹：

最初の段階で、ある程度考え方を決めておかないと。

村山座長：

それで、先ほど佐々木さんのお話だと、カテゴリーとして分けるのは、ちょっとやり過ぎだということですか。

佐々木主幹：

いや、そういうことではないのですが、これを例えば、ガイドラインに、がっとう入れたときに、METI は、基本的にはジェットロとは言いませんが、うちのやつをもとに考えているわけですから、このカテゴリーにはめないといけないとか、そういうことで……。

原科委員長：

カテゴリーと書くと、ミスリーディングという……。

佐々木主幹：

まあ、ミスリーディングもありますし。

原科委員長：

だから要は、類似調査のありなしとか、サイト決定がとか、この3つの項目があると、何かはっきりするけれども、それに基づいてカテゴリーもやっちゃうと、逆にそれが定型化されて、ミスリーディングかもしれない。だからこの要素は言いたいけど、表現をもう少し工夫したいということですね。

佐々木主幹：

それか、選択肢としては、高梨さんがおっしゃられたように、何というのですか、実施マニュアル……。

原科委員長：

でもガイドラインに根拠がないとマニュアルも書きにくい。

佐々木主幹：

まあ、確かに。

村山座長：

ですから、例えばスクリーニングのところで、カテゴリーという形で明示をしないとしても、個別のところ、こういう場合にはこういうふうにしてほしいと。個別に書くという方法はあるような気がするんです。それはできますね。

高梨委員：

というのは、ジェトロのガイドラインを使ってくださいというのは、もう言えないんですよ。

作本審査役：
そうなんです。

高梨委員：
経産省なりにはね。

作本審査役：
ですから逆を言うと、ガイドラインにどんな立派なこと、美辞麗句を並べても、実際、我々は主人公じゃありませんから、ガイドラインは、あくまでも我々の、質問されたときの補助材料にしかなくていいんです。

高梨委員：
ただ一方では、質の確保をするための、管理役としての役割を期待されているわけですね。

作本審査役：
そうです。それがないと、入り口にさえも立てないということです。

高梨委員：
そう。今はほとんど随契だからあれですけども、本来ならば、おたくはどのようなガイドラインを持っていますかというのを、本当は資格審査でチェックされるわけです。そのときに、ある程度、こういうふうな案件の形成段階では、こんなふうな分け方で、我々はチェックしていますよ、というのが、ちゃんとジェトロさんのガイドラインにあれば、それはジェトロさんの売りになるわけですよ。

佐々木主幹：
そうです。

高梨委員：
ただやっぱり、カテゴリーまでやると、ちょっとやり過ぎのような気がしていて。もう一つは、類似調査の中には、通常、サイトとか、アセスは入っちゃうんだね。3つが完全に分離するというわけじゃなくて、類似調査の中にむしろ入っちゃっているから、そこはちょっと加減ぶりがあります。

作本審査役：

例えば、古い調査もあるんです。5年、10年前に行って、アセスは終わっているけれども、期限切れというのがありますから、そのところで、アセスと類似調査はダブっているはずで。類似調査をやれば、アセスはほぼやられているのでしょけど、時間的なずれがもちろんあるということで、一番目立つのは、アセスじゃないかと。アセスで、いわゆる環境調査は終わっているはずなのに、またもう一回ここでやるのかという、そういう疑問がときどき出てくるんですね。

佐々木主幹：

実態上の流れを、村上課長に確認というか、お考えを聞きたいのですけれども、もし、直接的に、例えばカテゴリーに、どんと入れられませんか。ガイドラインに。入れられないとか、向こうが持っている「報告書マニュアル」を変えろとは言えませんから。かちっと。サブマニュアル、実施上のマニュアルというものを、うちが持った場合に、それは反映させますよと。あるいは、そういうことで指導していきます、というようなことは、METIにどういう形で言うか、あるいは言う必要がないのか。そこら辺のニュアンスを、ちよつと聞きたいのです。

村上課長：

クオリティーを上げる努力をすることについては、全く問題ないと思います。ただ、いわゆる考え方が、それでずれてしまうのは、そこは気にすると思いますので、そこさえ、きちんと説明をしておけば、クオリティーを上げることについては、特段ないと思います。ただそこは、マニュアルを使っているとか、そこはまた別の話で、これによって指導するとか、そこはそれで、ちゃんと議論をしていかないといけないと思います。もしサブマニュアルというのがあって、それによって報告書を、我々は指導していくという段階では、サブマニュアルなるものは、どこまでちゃんとオーソライズするか。

作本審査役：

もしこれを、ガイドラインに入れた場合、我々が縛られるわけですね、まず事務当局と現場が。それに沿った報告書があまり出てこなかった、ということになった場合には、我々の指導不足とか、監督不足とか、そういうことだけしか、最後は残らないので、責任の所在は、最後はネットで今、いろいろな報告書を公表しているので、その部分が1件ぐらいなら、まだ翌年への反映ということでもいいかもしれませんが、度重なってくると、これはもうガイドラインをつくったけど、ガイドラインどおりやっていないじゃないかというようなことが、世間にだんだん広がってくると、これは大きな問題になると思うんです。ですから、私は村上さんのほうから、こんなのをガイドラインに入れるのか、入れて、きれいなガイドラインをつくるためだったら、幾らでもきれいにしますけれども、実際に

きるのかどうか、ということから逆に考えて、ガイドラインにさせていただいたほうが、僕はよろしいんじゃないかという気がします。

どんなガイドラインに立派なことを入れても、カテゴリーを勝手につくったところで、これも、例えば事業者が、そんなつもりはないですよと。スクリーニング様式ではっきり囲んでくれないければ、我々は押し問答をやっているうちに1~2か月経っちゃうんですね。カテゴリーのところ、分類しようがしまいが、何のためにやっているんですかということしか残らない。エネロスだけですよね。それは報告書の質を向上させるにはつながらない、ということになりますので。ですから、もう、そういう意味では、ジェットロが独自のガイドラインを持つ。本体事業は構いませんけれども、いわゆる ODA として、JICA に流れる事業だったら、そのもとにある、最後に行き着くところのガイドラインとの中間点としてのジェットロのガイドライン、と位置づけるということが、もうここまで来たら、正攻法で、しかも METI はティア1でそう言ったんだから、国際水準、国際レベルの配慮をやりますということ、ティア1で言ったわけだし、それを JICA のでやる、ということをやったんだから、それならば、それに沿って、こちらともいう気がするのですが、いかがでしょう。

村山座長：

恐らく村上さんがおっしゃっているように、調査の質を高めるということについては、あまり異論はない、と私は理解をしています。そのために、恐らく一部の調査については、より綿密な調査をやっていただくということも、多分異論がなくて、それをガイドラインでどう表現するか、しないか。多分、表現したほうがいいということも、共通している気がします。ただ、それについて、スクリーニングの段階で、カテゴリーとして明示するかどうかは、ちょっと意見が分かれていて、どうも、ここでは明示はしないと。そのかわり、個別の調査の項目について、そのあたりを表現するという方向なのかな、という気がしますけど、そういうことでいいですか。

作本審査役：

この3つを、例えばスクリーニング様式の段階で、ちょっと形を変えて、いわゆる JICA と同じカテゴリーにしない。予備段階の調査ですから、その前の段階。ということは、この3つに関わるような項目を、アセスは入っていますけれども、情報として入れさせると。

原科委員長：

両方に。

作本審査役：

それで我々、はっきりはしなくても、こういうたぐいの調査である、というようなことを、イメージを持って、次に進めていただく。そのかわり、類似サイトアセスで十分なのか、必要十分なのかどうかは分かりません。だから、それが次にもたらす効果で、我々は何を期待しているかを明確に区別しておかないと、単なるお遊びで終わっちゃうような気がするんです。

田中委員：

よろしいですか。ここに熟度とカテゴリーのところ、クエスチョンマークがついているので、この意味を、私が大事ななと思ったのは、カテゴリーというと、私たちの場合は、カテゴリーA、B、C、それからFI（エフアイ）というふうに、これがカテゴリーなんですね。ジェトロの皆さんの使用されているよりも、JICAのガイドラインをちゃんと見てください、と書いているので、混乱が起きると困るかな、と思ったのが1つありまして、もしここをやるのなら、案件熟度のA、B、C、Dにしておけば、カテゴリーという言葉は使わずに、熟度ですね。そうすると、これは非常にいい表になると思いますし。

類似調査がある場合は、サイト決定が済みか、済みじゃないか。アセスが済みなのか、済みじゃないかとか、類似調査のところ、先ほど高梨さんがおっしゃったように、これは両方入る話ですので、やっていただくと、例えばカテゴリーDの場合は、これは、一番最初の案件発掘段階と、みんなすぐ分かるわけですよ。一番最初ですから。次のCだと、マスタープラン段階の、まだあれなのかな。Bになるとプレフィージビリティで、Aだと案件熟度はかなり、FSまで行っているとか、そういう判断が、この表で、ある程度、実際に行われるコンサルの人たちが、自分たちのやっているのはどのあたりかが、非常に明確になるという形ではないかなと思いました。

先ほど言いましたように、カテゴリーという言葉は、先ほどの環境と社会への影響をあらわすことでやっていますので、案件熟度としたら、いかがでしょうか。

原科委員長：

それは賛成ですね。私もそれは感じていた。

作本審査役：

カテゴリーという言葉を使うべきじゃないですね。

原科委員長：

混乱しちゃうからね。特にJICAとの関係がまずくなる。それでJICAだけじゃなくて、多くのシステムが、そういう表現を使っていますね。世銀でもどこでも。熟度は確かに。

作本審査役：

事業者との間で、おたくの上がってきた調査案件は、例えば、類似調査があったの、ないの、あるいはサイトが来まっているの、決まってないのだの。しかもルート A、B、C の代替案を出してきたところで、サイトは決まってるの、ここで押し問答をしたら、アセスは白黒はっきりしているのですが、これは事業者ではなくて、自分から申告しないこともありますし、ですから、ここでやり取りができるんですかね、現場で。難しいんじゃないですか。見た途端に分かるような仕組みにしておかないと。

村上課長：

提案段階で、類似があるかどうかを聞いていますので、それは一応、提案者から出してもらっています。データを。あるかないかは、常に言っています。類似調査の前に。

作本審査役：

サイトは。

村上課長：

サイトも、個別、いわゆる提案の段階で見れば、それはどういうサイトを整理、想定しているか、というところまで行っているところもあるし。

作本審査役：

私はスクリーニング様式を見せていただいて、サイトは決まっている、複数案なのか、それが全然分からない、読み取れないんですけれども。

村上課長：

スクリーニング様式じゃなくて……。

作本審査役

もう一つの調査票、個別票ですか。

村上課長：

ええ、個別票です。

高梨委員：

だからこれがいいのは、ジェットロさんが、民間にお話しするときの、すごくいい、ジェットロさんにとっても、マニュアルになると思うので。だから、類似調査が上がってれば、サイトは決まっておられるんですかとか、アセスはどうなりますか、というのを聞けばいいわけですよ。僕らが見ていて、今までその詰めが、あまりされていなかったような

気がしているので、最後の報告書の段階に上がったとき、ああ、何だ、サイトが上がってきて、絞られているのかとって、そうすると僕らが、もっとその段階で、ステークホルダー協議すべきだ、というふうに書いていたのに、こういうことがあると、プロポーザルを受け付けた段階で、協議ができるという部分。それでいいと思うんです。あとは、どこまでできるかは、予算との兼ね合いだと思います。

佐々木主幹：

実際にこれを、仮に区分するとしても、段階としては、2段階しかないんです。1つは、作本が案件を見る段階。次に、村上課長のところが、職員なりアドバイザーが案件を見るところ。そこからしか企業には出せない。つまり、一応、契約上は対外秘になっていますので、委員会に出すわけにはいかないわけです。そうすると、ガイドラインを背景に、代理で、作本なり機環部が評価をして、そして企業に伝達をする、という流れだと思うんですけれども、実際に企業に伝えるチャンスって出てきますかね、というのがちょっと。

村上課長：

調査の段階、調査中に？

佐々木主幹：

ええ。

村上課長：

それはもちろんやっています。

佐々木主幹：

個別面談、例えば……。

作本審査役：

やっているんだけど、水を差すようですが、十分な時間と機会が適用されているわけじゃないですね。来週月曜日から、またマラソン会議で、30分単位ぐらいで、ずーっと1日、何十件もやるわけで、あるいは1日のうちに、2系列で、会議室を2つに分けてやるわけですね。来週。そういう中で、私は結構、けんかするようなコメントを出します。それは激しいコメントを出すんですけども、それが企業の場合に、どれだけ伝わっているかは、はっきり言って、それぞれが勝手に思うという、そういうことでしか、今は仕方がないと思いますね。

村上課長：

サイトというのは、調査中のやつですよ。

作本審査役：

採択は違います。採択は採択で、とっくに終わっているわけで、案件で。

村上課長：

調査に入るとき？

作本審査役：

調査に入る前。

村上課長：

入る前ですか。

作本審査役：

今は前ですよ。

原科委員長：

調査に入る前の話です。今のこれは。事後じゃないんです。

作本審査役：

事後じゃない。

原科委員長：

入る前の段階で、だから。

作本審査役：

そこにどういう制約があるかという話をしているわけで、私が懸念したのは、事前、あるいは最中でもいいんですけども、企業に的確に意図が伝わる機会というのが、ないままやっちゃうと、これは全然、もちになっちゃうので、ただの。そこがどのタイミングなのかな、というのが、イメージが湧かなかったんです。

村上課長：

これまでの議論というのは、採択された案件を、その調査をする段階で、ちゃんと指導をしていっているかという。

佐々木主幹：

指導の段階で、これをもし入れられるのであれば、いいんですけども、それがだから…
…。

村山座長：

そういう話ですよ。

高梨委員：

その話ですよ。

佐々木主幹：

そういう話。

村山座長：

私は、佐々木さんから問題提起いただいて、議論した結果、そうなったと、私は思いましたけれども、違いますか。

佐々木主幹：

ただ実際に時間とタイミングは、さっき作本が言ったように、集団の中で、これを指導するというようなやり方なのか、バイで企業に会える時間と機会があるのか、伝達する。

村上課長：

だから採択されたもので、我々が実際に案件管理をするということであれば、もうその6カ月の中で、随時やっています。中間報告会というのものもあるし、最初の段階から、これはしっかり指導していかなきゃいけないというのは、呼びつけてやっているんです、そういう案件は。

佐々木主幹：

分かりました。イメージとしては、バイでも伝わるということなんですね、意図して。

村上課長：

はい。

作本審査役：

今、このマトリクスが出た意味合いというのは、今までの事後的に報告書を読んで、ああだこうだと、いろいろいただいているコメントの方向と違うんですね。完全に予防的な段

階で、事業が始まる段階に、我々は今コミットしようかどうかというところで、まだちょっと我々の中で、整理されていないから、事後的にこれをやるというのだったら、何の意味もないし、調査担当者に、これが伝わらないわけですから。我々は今、報告書の事後的なチェックじゃなくて、その前の段階で、これを組み込もうというところで、新しい、今までにはなかった、代々なかったことを、やろうかやるまいかというところで、今これは議論しているわけですから、自動的にこれができると、村上さんは努力されるとは言っているけれども、割と、昔とは話が違うことを、今、ここでやっているわけです。

原科委員長：

だから、調査進行中にアドバイスされているんだけど、その前の段階でも、インプットできないかと。調査開始前。

作本審査役：

その段階でやらなければ、これはずっと意味をなさないわけです。

原科委員長：

伝わっていないわけ。

作本審査役：

これから夏に調査へ行こうとする人に、おたくの調査はこことここで、気にするところがあるから、こういう調査をやっていただきたい、という指導を事前にするということに変わるわけですね。

高梨委員：

前に村上さんから、プロセスを聞いたんですよね。経産省が案件を選定して、それで採択をして、その実施については、ジェットロさんが。

原科委員長：

管理するというね。

高梨委員：

監査法人経由だね。ですから1度、バイで集まるわけですね、個別案件ごとに。最初に。

村上課長：

まあ、そうですね。

高梨委員：

だから A 社というのに来てもらって、概要を簡単に言ってもらわね。

村上課長：

ええ。

高梨委員：

事前にプロポーザルをチェックして、その A 社の人に、これはカテゴリー的に、それは言わなくてもいいんですけど、どこまで詰めていますかと。ところでこれは類似案件、類似調査したことがありますかと。いや、あるんですけど。サイトのほうはどうですか。そういうやり取りをするわけでしょう。

村上課長：

はい。いわゆる契約書を結ぶときに、その仕様を決める段階で、そういうやり取りは。

高梨委員：

そのときに第 1 弾として、今までの我々の経験では、やっぱり、もし類似調査があれば、サイトの絞り込みがあれば、こういうことは少し補足で、しっかり詰めてくださいとか、アセスのレポートがあるのであれば、それを本当にレビューして、我々にも情報提供くださいよというのを最初の段階でお願いして、それでチーム編成を工夫してくださいと。

あと、途中段階で、それをまたチェックできるわけですよ。

作本審査役：

そうです。

高梨委員：

だから本当は、こういうのもっと、僕らはさんざん、毎年、毎年、コメント書いているから、そういうのができて普通だと思っていたんですけどね。今回はっきりしたんだっから。

作本審査役：

仕様にもし、今の個別の指摘事項、要求事項を入れるとするならば、もとのマニュアルでなきゃいけないですね。マニュアルを経産省が握って。実際にできるのでしょうか。私はいまだに、議論のレベルでは、やったほうが好ましいというのは、私も同じです。だけど実際どこまで、ジェトロの立場でできるのかなという。METI に相談しますというんじゃないですよ。実際に今も、制限つきの立場で、契約は公的なお金を使って委託事業であるけ

れども、目の前の相手方は、いわゆる私の契約ですよ。定期契約ですから、縛りがあるわけです。そのお金の元は公金だけどもということになってくると、本当に監査法人もそれを了解して、全部その仕様に、今のを埋め込むことができるんですか。

村上課長：

実際は提案書に書かれた内容がもとになりますので、提案書を読んで、一応採択をしている感じです。それを超えた、踏み込んで、少しここをしっかりとやりましようとかというのは、制限がかかることはあると思います。あまり、これをやると、2,000万、3,000万じゃできませんとか言われてしまう場合は、それはまた別に協議ということになるかもしれません。そうでないものを指導するというのは、できると思います。もしくは、いわゆる仕様には書けないけれども、そこをしっかりと報告書には書いてくださいねとかですね。そういうのはできると。

高梨委員：

毎年改善していかないと、僕らも毎年、事後評価を書いているけど、あまり意味ないですよ。ね。

村上課長：

そうですね。ご意見いただいて、なるべく進歩するようにですね。

作本審査役：

私も来週からの METI でやる会議の案件をそれぞれ、5つか6つですけれども、読んでいたところ、いわゆる企業から出せる仕様書、あるいはスクリーニング様式というのは、環境問題は起こりませんというのが大前提で書いているわけです。起こり得ません、あり得ません、知りませんでした。それが普通のプロの人たちの書き振りには、全く見えないわけです。我々はほかにやり取りできるわけじゃないですから。企業と直接できないので。我々は確認しなければ、ここでマングローブがあるかなんて、書きません、誰だって。最初から書かない。マングローブがあるのか、やり取りしながら幾つか出てくるというのが普通の知識、情報ですよ。だからその機会が全くなくて、しかも仕様書というので、この初期の段階は、自分のプロジェクトが受け入れられて予算がつくようにということですから、環境影響はほとんどありませんと書くのが普通なんです。我々はそれだけを見て、もしかしたら問題がと、ピント外れなことを質問するわけですから、そこで、僕は仕様書も何も、それはアプリケーションにすぎないと。申込書にしかすぎないから、こぼれた、見えない、行間に隠されたというか、落とされた、意図的にですよ。そういうものがあるんだというふうに、私は疑って、見てはいるんです。

ですから、本当に企業の方を呼びつけてというか、やり取りをバイで、1対1で、本当に類似調査があるんですね。ある場合にはこうなるんですよ。サイトが決定されるんですから、次の段階はこうですよ。アセスが終わっているんだから、ここに盛るものは、こうあらねばいけないですよ、という形の指導ができるまで、私はちょっと、難しいんじゃないか、できないんじゃないかという、むしろ悲観的な感じを持っているんですけど、大丈夫ですか。

村上課長：

はい。

佐々木主幹：

ただやっぱり、これ、昔からあるような話ですけども、今の契約では、ジェトロのガイドラインに従えとは書いてないわけです。文字としては書いていない。したがって、企業によって、これは悪いほうで考えると、それはどこに書いてあるんですかと。こういうこと言う企業さんも中には……。

高梨委員：

だからもっと厳しく、JICA ガイドラインと書いてやればいい。

原科委員長：

ああ、確かに。

作本審査役：：

逆に書きちゃうという手は。

高梨委員：

もっと厳しいですよ。

佐々木主幹：

ただ、高梨さん、厳しい、厳しくないよりも、例えば、ジェトロのこういうカテゴリーを使えと、どこに書いてあるんですか、というような見方をする人もいます。

高梨委員：

でも今までの報告書を見た限り、ジェトロのガイドラインは、一度も出てきていないからね。民間側が別に見ていないんですよ。それを田中さんの言うように、JICA ガイドライン

というのが出ているんだから、ジェトロさんよりはるかに厳しいんです。皆さん見ていますね、と言っただけで、もうね。

作本審査役：

使っちゃいましょうよ。

村山座長：

ただ予算とかあるから、作本さん言ったように……。

作本審査役：

いや、それに沿った調査をやるんじゃなくて、その一歩手前の段階で、こことここだけは大体やるなど。これはこなしてもらわなきゃいけませんということで、簡略化した形の。ただ、ジェトロの大きな流れには、合わせてくれと。我々の意図はそちらに通じているということで。

村山座長：

そこはちょっと話が……。

作本審査役：

ちょっと話は飛んでいますけど、ガイドラインの位置づけというのは、弱くなっているの、読んでくれない人が増えているというときに、ガイドの中味を……。

村山座長：

ガイドラインを見てくれないなら、ガイドラインを変える必要はない気がしますけど。

佐々木主幹：

先生、そこは毎回議論があったように、文字として、つまり入札元が、最初から、ジェトロのを使えとは書けない。

原科委員長：

でも、ジェトロとは言えないけれども、入札後の運営を管理する組織のガイドラインに従え、という表現でもいいわけですよ。結果的に一緒だから。だから表現を変える。趣旨として、やっぱりそれは、運営管理するほうがガイドラインを持っているわけだから、それをしっかり見ろという表現は、むしろ、どこかで出しておけばいい。ジェトロというタイトルは使えないけども。

高梨委員：

そういう意味で、先生がおっしゃるとおり、「経産省等」というふうに入れたわけでしょう。だから別に、このガイドラインは、極端に言えば、当初の目的から大分変わってきて、いわゆるジェットロという機関が、対外から、いろいろなところから要請を受けて、それで調査支援をするときに、こういうふうなガイドラインを持っています、というときの、1つのしっかりしたガイドラインと理解すれば、別に経産省のためにだけじゃなくて、もちろん組織としてこういうのを持っています、というのであれば、ある程度のガイドラインでない、組織のガイドラインはもたないと思うね。

佐々木主幹：

済みません、何度も。村上課長、再委託の形式になってから、前の委託の形式はともかく、その場合は、ジェットロのガイドラインを使え、と書いてあったわけですから、渡す機会があったわけですね。今、再委託になってからは、例えばお渡しするというようなことは、ないわけですね。そこら辺はどうですか。

村上課長：

説明会等で、参考にしてください、というせりふを言わせてもらっています。

佐々木主幹：

だからサイトを見てください、というような表現ですね。

村上課長：

はい。渡すということはできないんです。

佐々木主幹：

そこはMETIも拒否しているわけではないので、今までやってきたので、こういう形式になったからといって、だめということはない。渡す、渡さないとか、そういう物理的なあれはとにかく。

原科委員長：

サイトを見てくれというのなら、渡してもいいかもしれないね。それはMETIとよく相談して。ジェットロが引き受けた以上は、ということで、入札の後で。

佐々木主幹：

もちろん後です。

原科委員長：

そうすると、全部来ちゃいます。物があると。

村上課長：

そこは毎回、話はするんですけども、なかなか難しいということがありますね。

作本審査役：

実際、配れないというのが今の現場の恐らく感覚、力関係なんですね。ただ、そのところから……。

原科委員長：

だからそれは、我々専門家でもって議論させてもらったらいいかも。

村山座長：

どうでしょうか、基本は。ちょっと私は分からなくなってきました。議論したほうがいいのか、しなくてもいいのか。

作本審査役：

そうですね、

ガイドラインやめちゃうなんて言わないでください。これはもう、本体事業にも関わるガイドラインですから、理念というか、そういうものは高く位置づけていただく。

田中委員：

ただこのガイドラインができたときに、その時の理事長さんが、僕らを呼んでくださって、いろいろお話し合いがあったじゃないですか。あのときは、ジェットロとしての環境社会配慮ガイドラインができて、非常によかった。組織として、とおっしゃって、私はそういうイメージで、今も思っているので、これがないほうがいいんじゃないか、というような議論は、まずいと思うんですね。

佐々木主幹：

ないほうがいいのかという議論は、全然ないです。ないほうがというのは、作本さん、Ⅲ部の取り扱いを変えたほうがいいのか、という意味ですよ。

作本審査役：

そうですね、私はかなり過激ですけども、METIさんが、自分に手持ちのガイドラインがないと。環境配慮する物差しがない。だからジェットロさん、自分で持っているんだから、

そっち使って、良い報告書をつくってよということを、一言言っていたければ、全て解消します。ただそこまでは、我々もまだ行けないですね。

原科委員長：

そういうことを、私が言います。そういう段階じゃないかな。そうしないと意味なくなっちゃうものね。村山先生の言った、何回もやったらなくなっちゃう。座長がワーキングで一生懸命やっているのに。

佐々木主幹：

村山先生おっしゃったように、どうしようかというのは、やはり、村上課長、もう一回、今のような流れになった場合に、制約というか、どういう委託元の反応と言うか、どこら辺で問題が出てくるか、あるいは、このままいくのであれば、ガイドラインに、ある程度の形で、これを挿入する。この表を入れるかどうかはとにかく、そういうことで進めるんだらうと思うんです。

村山座長：

今日議論をやってもいいんですけども、ちょっと私が思うのは、ジェトロのほうも、考え方がいろいろあって、議論しにくいんです。そちらのほうで、どういうことを要求されているのか分からないから、それにつき合えとおっしゃるなら、つき合いますが、どの程度のものをつくろうとしているのかが、よく分からないですね。

作本審査役：

それは私自身も混乱していることがあって、おまえは書けるだろうということを想定しています。

村山座長：

恐らくスクリーニングで、カテゴリーみたいな形で、分けるということは、ちょっとやり過ぎだということは、分かるんですけども、じゃあ、その上でどうするかが、よく分からないんです。

村上課長：

最初の議論に戻りますけれども、ジェトロとして、クオリティーを上げる努力をする、ということであれば、そこは多分、受け入れられる場合だと思います。

作本審査役：

この表が、クオリティーを上げるために何で必要かといったら、答えられますか。私も含めてなんだけど。

村上課長：

表にするかどうかは、ちょっと分からないんですけども。

原科委員長：

だから表というのは、熟度に応じて対応が変わる、ということでしょう。それを明確に言いたいんでしょう。

村上課長：

その辺も、表現の仕方ですね。

原科委員長：

表現です。誤解を与えちゃうから。

村上課長：

ええ。

村山座長：

多分それは、スクリーニングという項目には入らないんですね。

原科委員長：

そうだね。違いますね。

村山座長：

その代わり、その後のところで、熟度に応じて、表現を変えるかどうかを、個別に議論するということかなと思いますが、そういう議論をする価値がありますか。

作本審査役：

そこに行ったほうがいいんですか。私もこのところは本当に。

原科委員長：

今は実際、熟度に応じた対応をしておられるわけだから、それがここにも記載されていることが書いてあるんじゃないかと思います。

作本審査役：

実際、単刀直入に、入れた場合に、我々は縛りを受けるわけですがけれども、実際できるんですかというか、発言して、そうやって、仕組みを変えていくことが、事前にこういう、指導できるような立場に、今、ジェットロはというか、機環部はあるんでしょうか、という、そういうことになるんですね。好ましいセリフを入れるのは、僕は好きですよ。けれども入れた途端に、今度は、ギャップがだんだん広がっていく、空回りだけが繰り返されるといいます。ガイドラインを見ていない、こんなこと書いてあったのと、後から企業から言われたんじゃ、これはもう、我々の指導不足しか、最後は残らないわけで、かといって、指導できる立場にあるのかどうか、ということ、一番現場のほうから、私は聞きたいんです。全部は、このガイドラインをつくった我々の責任になってきちゃいますから。

原科委員長：

だから METI との関係を、1 回きちんとやっておかないと、いかんのではないの。METI が、ジェットロのガイドラインを尊重してもらえるように、クリアに、それをつくっておかないと。

村上課長：

マニュアルに沿って指導を進めるということは、あるんですけれども、マニュアルを変えるのは METI なので、そこはジェットロから意見を言うぐらいしかできません。一方で、じゃあそれが、マニュアルを変えるのがかなわなくても、ジェットロサイドとしては、こういうガイドラインを持って指導をします、ということ認めてもらえるかどうか、ということですね。そこはクオリティーを上げるために、そういうふうにやりたい、というふうに言っていくしかないと思います。

原科委員長：

クオリティーコントロールのためのガイドラインですね。

村上課長：

小委員会のほうから、こういう意見をいただいているし、それに我々も基づいて、クオリティーを上げる努力をしています。そのために、こういうガイドラインを書いてきて、これに基づいて指導していきたいと思いますということは、言えるのかなと思います。

佐々木主幹：

最初から 100 点満点、指導体制といたら変ですけど、うまくいかななくても、そういう流れでやれなくもないと思うんです。だからさっき、十分に指導できないんじゃないかと。その結果、何も効果がなかったということであれば、責任問題が生じるまではいかないに

しても、責められるということも、考えられなくはないんですけども、とにかく持って、やってみるということでも、いいんじゃないかなと思うんですね。ですから、今言ったような報告書の質を上げるために、これを設けました、というような方向で進めていくということで、いかがかなと思うんですけど。ソフトな表現を使いながら。

高梨委員：

僕らから見ると、そういうジェトロさんも、努力を毎年、毎年していかないと、やっぱり報告の質は上がらないですね。だから初年度は、僕はもうずっと前から作本さんのようなことをやっているのかな、と想像していたんですけども、今日話を聞くと、そんなにやっていないんだな、ということが分かって、それに僕らはコメントしていたんだなということですね。だからそうなると、やっぱり遅いけども、それこそ今年から、村上課長を中心に、バイの最初の海外のときに、少しずつそういうのを言って行って、おっしゃるとおりなんです。というのは、そういうメンバー構成をするというのは、ジェトロさんから言われない、というふうに、民間サイドの思い込みがあるんだね。

原科委員長：

そうですね。

高梨委員：

それでもっとひどいのは、実は JICA の調査についても、同じことが言えるんです。PPP の FS だとか、僕らが見ても、え、こういう調査団というようなことがあるわけです。JICA の中でも、いろいろな意見があって、全然調整されていない。僕らみたいな、どんぐりの背比べみたいなのはあるんですけど、ただ、ジェトロさんが、そういう意味では、いち早くやっていけば、とりあえず民間サイドの、来年度のメンバー構成の提案とか、何とかでは、より慎重になると。それを繰り返していかないと、質の向上にならないから、作本さんのように、最初から諦めないで、少し続けていってもらえれば、結果的に、いい環境社会になっていくんじゃないかなと思います。

原科委員長：

本当にクオリティーコントロールだね。先週、JICA で私が講演したでしょう。そのときに、クオリティーコントロールという言葉を使ったみたいで、万博のアセスの話をしたんです。事業が随分よくなって、赤字のはずが 100 億円ぐらいもうかったんです。万博ね。やっぱりクオリティーコントロール、まさにアセスをしっかりやったお陰で、計画が変わったんです。日本は実例があるんだから、そういうのを理解してもらわないと困ります。しかもあれは経産省が所管した事業ですから。万博は。

高梨委員：

だんだんオフレコが続いちゃうんですけれども、本当に、今はみんな、JICA さんの職員の人は、僕らの報告書も読んでくれないんです。現場にもあまり行ってくれない。本当に田中さんみたいな人は、稀有な人なんです。やっぱりそういうことで、僕らからものすごく不満があるんです。

原科委員長：

そうですか。それは変えないと。

高梨委員：

やっぱりクオリティーコントロールを、しっかりしなきゃいけないとあって、それが抜き打ちで行えるんですよ。だから、何か問題意識のある専門員の方が見て、ああ、これは問題があるって、ワーツとなって、今、質の向上を図ると。でも JICA さんはどうしようとしているかという、1人20件も案件を持っている。もう忙しくて、見ている暇ない。それで理事長が委員長になって、業務改善委員会というのを立ち上げたんです。その目標は、職員の3割業務をカットしていくと。カットして、その3割をどうするかといたら、報告書の内容を、要するに、見られるようにしようと。だから JICA の中でも、実はそういうことで、見ていない状況なんです。

柳委員：

今までの議論で、調査の実施手続のところの、1番目のスクリーニング、2番目に、質の向上ということであれば、「ジェットロは事前に質の向上のため、熟度に応じた助言に努めることとする」とか、そういった根拠をこれに、ある意味で入れておいて、それでその根拠に基づいて、そのカテゴリーじゃなくて、案件熟度の判定で、この A、B、C というものあったときに、事前的アドバイスというのは、過去事例からの抽出事項ですね。それぞれ A、B、C、D に用意しておいて、それで指導してあげるといこと、助言してあげるといことを、やるのが重要なんじゃないかなとは思いますが。それじゃないと、我々でいつまでも、過去事例というのは、事後調査段階での、毎年いろいろなことを言っているわけですけれども、それが全然反映されないと。我々がやっていることは、全く無駄という話になってしまうと、それはやっぱり、何のために我々がここにいるのか、ということにつながりますし、何のために、ジェットロがガイドラインまでつくって、公表しているのかということにも。だから村山さんみたいに、だんだんやる気がなくなってしまうので、そうならないように、やっぱり、根拠が必要だということだったら、そういうことを、ジェットロの内部に、ちゃんと努めなければいけないと、ちゃんと書いておいてですね。

それは対外的に言っているんじゃなくて、内部に言っているから、内部は、そういうことで、我々が今までやってきた過去事例の抽出案件を、ちゃんと生かしていただいでです

ね。別にここに書く必要は。ここの話じゃないのかもしれないけれども、総論としての議論として。

村山座長：

総論としての議論ということですね。スクリーニングのところに書いてしまうと、次の情報公開で、結果を明示と書いてあるので、これは多分やりづらいですね。考え方としてはそれもある。

原科委員長：

別の場所で。考える、明記しておく。

村山座長：

あと 30 分くらいありますが、どうでしょうか。議論を続けるとすれば、個別の項目について、熟度に応じた表現を加えるかどうかをご議論いただく、というのがあると思いますが、そういう方向でいいですか。

作本審査役：

もしそれで、熟度に関する区分けというか、区別すること、分類化を取り入れるとすると、スクリーニングのところで、今、現在、ウェブサイト公開している環境社会影響のある・なしという、この項目と、若干議論がダブるところがあるかと思うから、交通整理を。

村山座長：

私が今、議論を聞いた限りでは、そこは明示はしないですね。

作本審査役：

そのまま放っておけばいいと。

村山座長：

それは今と同じ。

作本審査役：

今のところは現状のまま、外向けにはやっておく。

原科委員長：

熟度の確認は、スクリーニングと情報公開の間に項目を入れたほうがいいのかもしい。スクリーニングとまぜちゃうと混乱しちゃう。だから熟度の確認ということで、今後の品質向上のために、情報として、熟度を確認するという、そういう手続を。

作本審査役：

熟度という言葉に、進捗状況というような……。

原科委員長：

進捗状況でも間に入れれば。

作本審査役：

いい言葉はないでしょうかね。

原科委員長：

情報公開としては、スクリーニング結果ですか。ここに書いておいても。熟度に関しては分けておく。進捗状況ですか。

村山座長：

スクリーニングの項目に入れるということですか。

原科委員長：

じゃなくて、①と②の間に入れたら、新しい②で。そうすると、今の扱いがうまくいくんじゃないですか。進捗状況の確認か。これは品質向上になって。さっき柳先生がおっしゃった、品質の向上に務めるという。表現自体がそうですから。

作本審査役：

内容は、例えば、今のを入れたら、どのような文章になりますが、3つの項目で、佐々木さんからの資料の、こういう類似調査、サイの特定、あるいはアセスメントについて。

原科委員長：

類似調査確認等がある場合には、内容が、サイトが決まっているか、あるいはアセスがあるか。そういうようなことを。

作本審査役：

3つでいいでしょうか。我々が思いついたのは、3つだけだったんですけども。

村山座長：

そこで熟度の高い事業、調査のある程度定義ができれば、あとの項目に関する議論はやりやすいですね。

原科委員長：

やりやすい。ステークホルダーの条件とかね。

村山座長：

そこで熟度の高い調査はというのをつけておけば、それについて何をやるかといったら書きやすいですよ。

柳委員：

熟度の高いというのは、例えばこれ、A、B、C、Dで言うと、Aに当たるとかいうのですね。だから、例えばの例示で、こういうA、B、C、Dとあって、その類似案件調査があり、サイトが決定済みで、アセスがもう終わっているというのは、これはAの熟度が高いんですね。そういうように、示しておけば分かりますよね。

村山座長：

多分それは、ジェットロの中のマニュアル的なもので。

柳委員：

そうそう。それで担当は、アドバイスをしてやっていただければいいと。

原科委員長：

ガイドラインには、そこまでいかないね。

作本審査役：

分かりました。

柳委員：

ガイドラインには、その根拠だけが示されていれば、ということですよ。

原科委員長：

情報は後づけで、判断すると。

高梨委員：

一方、13 ページの調査における配慮事項のところ、中味に入りますけれども、その選択肢の比較とか、ステークホルダーの情報というのが、入っているので、例えばここに、サイトについてのあれなんかを若干つけ加えれば、このまま使えるような気がしないでもない。

村山座長：

だから項目ごとに、具体的に示すか、ある程度前の段階で、イメージを上げておくか。両方あってもいい気はしますけどね。

原科委員長：

だから、1)は自主手続なので、手続としては、進捗状況確認手続があるということを明記しておいて、その情報に基づいて、2)の話につながっていったんですね。だから、1)は、①②③④で、②を割り込んで、あとは情報公開と、フォローアップ、③④と送っていく感じじゃないですか。そうすると、スクリーニングして、進捗状況を確認して、あとは情報公開とフォローアップ。そうすると、それを受けて2番目の、2)をね。

作本審査役：

2)は、今、高梨委員がおっしゃられたように、サイトが壊れています。私はこの(2)が、ジェットロ調査で要求している内容ということで、むしろ、はっきり言えば、幅広い洗い出しということが1つありますよね。それ以外に、これとこれだけは、きちんと調査してほしいというのを、明示していただけるとむしろ。

村山座長：

済みません、2)とはどこですか。

作本審査役：

10 ページの2)のこの文章部分がありますね。ここでは幅広い洗い出し、これが一番項目の洗い出しです。これがスコーピングは、一番大事なのは分かっているんですけども、そこに大変なエネルギーを割いていただいても構わないのですが、それ以外に何かやることがあれば、ここに並列で、調査範囲ということで、入れていただくほうが、むしろ。

原科委員長：

それは段落を変えて表現すれば。

村山座長：

ここは項目と範囲の話ですよ。

作本審査役：

そうか、調査の配慮事項でいいですかね。済みません。

村山座長：

そのあとは、個別項目で考慮するのかなと思っていました。

作本審査役：

分かりました。

村山座長：

じゃあ、1)については、現在、①から③ですが、①と②の間に1つ項目が入って、進捗状況の確認。そこで、熟度の高いものに関するイメージを明記する、ということですね。

情報公開とフォローアップは、特に変更なしでよろしいですね。

2)についても、特にここは変える必要がないような気もしますが、よろしいでしょうか。

佐々木主幹：

ごめんなさい。情報公開のところですか。これは多分、旧契約のもとで書いていますよね。これ、村上課長どうですか。案件採択後、スクリーニング結果を公表するというのは、恐らく前はできたと思うんです。

村上課長：

いや、今も。

佐々木主幹：

できますか。

村上課長：

ええ。「ある・なし」というところの結果は、一緒に載せています。

佐々木主幹：

分かりました。ごめんなさい、私の誤解です。

高梨委員：

それは公開しているんですか。

村上課長：

はい。「ある・なし」というのを。

高梨委員：

公開しています？

村上課長：

ええ、ウェブサイトには載せています。案件の概要と、「ある・なし」の。

高梨委員：

それは採択されて。

村上課長：

採択されたものだけです。

高梨委員：

ジェットロさんは、それはバイの会議の後ですか。

村上課長：

採択された直後に載せていますので、そこはバイの前です。

高梨委員：

それは経産省が載せるわけですか。

村上課長：

METI も載せますけれども、我々も今は、これに基づいて公開をしています。

高梨委員：

スクリーニングのあれを。

村上課長：

ええ、スクリーニング。

作本審査役：

スクリーニング、全部じゃなくて、表題の、ちょっと解説ついていましたか。

村上課長：

スクリーニング「ある・なし」ということです。

原科委員長：

「ある・なし」ね。

作本審査役：

だから、結果的には、ほとんど「ある」になるわけです。調査の必要ありということですから。

高梨委員：

ジェットロさんが公開していることは知らなかった。途中段階で？

村上課長：

途中というか。

原科委員長：

最初は採択分でしょう。

村上課長：

採択されたものだけです。

原科委員長：

採択したときの判定条件みたいなものでしょう？

村上課長：

はい。「ある・なし」だけなんですけども。

作本審査役：

本当は申請書を例えば発表するだけ、「ある・なし」のときに。

村上課長：

ええ、スクリーニング用紙で書いてもらった内容から判断して、これは影響があると。

だから出るのは、ウェブサイトに載っているのは表題と、「ある・なし」だけです。それ以上の提出された書類がそこへ掲載されることは、仁義に反しますから、それはないですね。

こういう事業が今、採択されました。それに環境影響がある、なし、「ある、なし」と記述されるだけの資料です。だから第三者が見たらよく分かりません。

高梨委員：

それに何の意味があるんですかね。

村上課長：

昔はそういうスクリーニングを、ガイドラインに基づいてやるかどうか、というところをこのスクリーニングでやっていたんですけれども、結果として、全て歩いてどんどん、これまでは判定しています。

高梨委員：

ちなみに、今も載っていますか？

村上課長：

載っていますね。

高梨委員：

そうですか、分かりました。

村山座長：

よろしいですか。2)、先ほど「変更なし」というお話をしましたが、最初の文が微妙ですね。次の段階で、「フィージビリティ調査」とか、「環境アセスメント」と書いていて。

作本審査役：

そうすると、アセスは次だとなっているのに、なぜといって、こういうことですね。「次の本格的調査を予定している」ぐらいで。

村山座長：

いや、それがあれば、ほかのところで言った話が無駄に。

作本審査役：

最初は削除。

村山座長：

最初の部分は要らないかもしれないですね。

作本審査役：

「したがって」まで、終わりまでを削除ということで。

村山座長：

環境社会配慮の項目と、「環境社会影響の配慮については」というところから。

原科委員長：

「ついては」と。

村山座長：

はい。そんな感じでよろしいですか。

原科委員長：

「幅広い洗い出しを行う」というのも要らない？

村山座長：

どうですか。

原科委員長：

これはどうなのでしょう。

村山座長：

環境アセスメントのスコーピング、という位置づけでないものもあるので。

作本審査役：

カッコ内だけを取りますか。幾つかの方法がある。

原科委員長：

次の段階で行う調査の準備として、幅広い洗い出しという。

田中委員：

あるいはこれ、「環境アセスメントを次の段階で行う」、「環境社会配慮上、重要な事項の幅広い洗い出しを行う」だったら、そんなに違和感はないです。「環境社会配慮」ですね。アセスという言いではなくて。そうしたらプログラムに残して。

原科委員長：

「次の段階で行われる環境社会配慮の準備として、幅広い洗い出しを行う」、そういう表現ね。

田中委員：

はい。そうしたらいろいろな段階でつくれます。

原科委員長：

その際に、やっぱり「幅広い洗い出し」と書いておいたほうがいい。

村山座長：

そこを変更で、ここから残りの分を。

原科委員長：

環境アセスメントか環境省から入るかな。ジェットロ調査では、次の段階で行われる環境社会配慮の準備として。そういう意味で。

柳委員：

先ほどの②の「進ちよく状況の確認」の文案ですけれども、「ジェットロは調査案件の採択後、調査の質の向上のため、進ちよく状況の確認を行い、熟度の高いものへの効果的な助言に努めるものとする」とか、何かそういうのを入れるというのを。

作本審査役：

区別した後の効果が、はっきり分かりますよね。

原科委員長：

「熟度の高さに応じた」だな。「高さに応じた効果」という意味だ。

柳委員：

でも一番言いたいのは、案件についてね。だから「熟度の高いものに応じて」という。

原科委員長：

高さに。

柳委員：

高さに応じて。

原科委員長：

レベルを考えるのだったら。

村山座長：

「熟度の高さに応じた」表現にする。ありがとうございます。

それでは、3)の「調査における配慮事項」ですが、いかがでしょう。①として、「選択肢との比較検討」があります。

原科委員長：

これはいいんじゃないかな。

作本審査役：

選択肢で、前に村山先生に、個人的に聞いたことがあるんですが、代替案というか、案の比較のところ、便利なところを持ってきていたり、あるいは比較に便利なところ、あるいは、よくやられる、全く取り上げるつもりのないような案を入れてくるとか、本体の溶接を許可するため、近づけるために、はっきり言って、もう使えないような案を並べて代替案と称してくるようなところがありますから、例えば、環境社会配慮を含むような、そういう項目を必ず、コストでも構いませんけれども、そういうような形での選択肢、比較ということで、何か縛りがかかるわけにいきませんかでしょうか。例えば事業をやらない場合と、やる場合も、もちろん代替案があるのでしょうかけれども、そこだけをやられても、この場合は、あまり意味ないでしょうし、何かこう着目する……。他の選択肢との①番つけて。

村山座長：

それは調査全てについて、ですね

作本審査役：

調査案件すべてについて、例えば環境社会配慮。

高梨委員：

他の選択肢という中味を。

作本審査役：

ええ、そこについて、絞りを比べる対象を、好きな軸だけを持ってきて比べるとか、よくありますよね。

高梨委員：

一方では難しいんですよ。

作本審査役：

難しいですよ、ピンからキリまでありますから。

高梨委員：

だから、水力ダムと火力ダムを比較してくださいということになると、調査の技術屋さんだけで、全く違う構成になるんだよね。火力もまた、石炭火力とガス火力とになっちゃったんですね。そんなのはもう、1つのプロジェクトなんですよ。簡単に選択肢と比較といっても、やるほうからすると、全く違うプロジェクトになるから。

作本審査役：

そうすると、ちょっと緩やかにしておいて、彼らの主体性を尊重したほうがいいでしょうね。JICA ではどうなんですか。

田中委員：

案件の、いわゆる発掘段階であれば、今おっしゃられたような、水力なのか、火力なのか、あるいは地熱なのかというのがありますよね。でも私は実際、今回、こちらのジェトロの皆さんの委託される案件が、「エネルギー自給緩和型」とかいうのが新しく来ていますよね。他これなんかは、今、エルサルバドルで地熱発電、昨年度のやつを見ましたけれども、かなり一生懸命やっておられると。そうすると、エルサルバドル以外の国で、こういった事業、例えば地熱発電は、どこが有望かというのを、きちんと調べるような案件を、ジェトロの支援でやられたら、これは案件形成の発掘形成段階で、すごくいい仕事になる、という感じがしたんですね。ですから、そういう意味では、ここの部分は、文章はこのままのほうが、むしろ絞るのは難しいかな、という気がいたしました。

作本審査役：

分かりました。

村山座長：

若干気になるのは、「可能な範囲で行う」というものですね。どうですか、イメージとして、熟度の高いものは、ちゃんとやってもらわないといけない気がしていて、たしか比較していないものが、過去にあったような気もするんですよ。

原科委員長：

「可能な範囲で」ね。ちょっと。

高梨委員：

ただ、今までだって、あまり指摘もされてこなかったから、今後は少し、指摘するような。

原科委員長：

「可能な範囲」、ちょっと、見たんだけど。どうでしょう。もうずっと繰り返してきたんだから、「比較検討等を行う」。「可能な範囲で」というのは、少しね、、

作本審査役：

「できれば」とね。

原科委員長：

少し引いている感じがしますね。「比較検討を行う……」。

作本審査役：

ほとんど、入っているから、削除していいような気がするんですけど。

原科委員長：

「可能な範囲で」という縛りが入っている。

作本審査役：

必ずやってもらおうと。

原科委員長：

「比較検討を行う」でいいんじゃないかな。そうすると……。

高梨委員：

ジェトロさんに僕はハードルが高いと思われるね。

作本審査役：

毎回やれという、義務的になるわけですからね。

高梨委員：

それこそ、書きっ放しになるだけでね。

原科委員長：

「比較検討を行う」のは、だって形だけじゃなくなるでしょう、みんな。みんなやっているんだったら、可能な範囲で。

村山座長

最低それぐらいはできますよね。半分、高梨さんがやれば。

高梨委員：

「可能な範囲」と言われると、民間はほっとするけどね。

原科委員長：

「比較等を行う」だから、「等」で少し丸くなっている。

高梨委員：

「比較」もいろいろとあるわけで。

原科委員長：

「等」というのは、そうなんだよ。二重だね。今回は、外しましょうよ。「比較等を行う」。

村山座長：

じゃあひとまず削除。最終的にまた、議論は必要だと思いますが。

柳委員：

前に「考え得る」という言葉があるからね。

原科委員長：

「考え得る」という。二重、三重に、緩めているから。

柳委員：

「考え得る」というのは、「可能な範囲で考え得る」わけでしょう。だから「考え得る」のであれば、「可能な範囲」は要らないということです。

作本審査役：

3つここに段階があると。相当、注意深くつくった。

村山座長：

よろしいですか、じゃあ。「可能な範囲で」は削除。

作本審査役：

じゃあ、とりあえず、今のところはこういう形で。

村山座長：

それでは、②についてはいかがでしょうか。ここでは「特に」というところで、時期が明確だという場合の記述背景ですね。その後の個人や団体からの情報収集が必要に応じて、というふうになっているので、これは熟度が高いものは、ちゃんとやってもらわないといけないのかなと。

原科委員長：

そうね、そこは「必要に応じて」どんどん変えてもいいですね。

作本審査役：

ステークホルダーの定義のところと、2部のところと、3部のところ、これは②部もそうですよね。何回か出てくるんですよ。表現が全く同じ文章ならばいいんですけども、最初のステークホルダーの定義のところから、一番ポイントは、今、まさに「特に」以降の数行なんです。実際これは、ほとんどなされていないんですね。一番手薄になっているのがこの部分なので。

田中委員：

それだったら「必要に応じて」は、むしろ取って、「努める」という言葉になっていますから。だから、「必要に応じて」は、削除してもいいんじゃないですか。

村山座長：

大分きつくなりますが。どうですか。

高梨委員：

だからこれは、「画に描いた餅」になっちゃうと思いますね。だって、こんな段階で、おじやまして、どう思いますかなんて。

村山座長：

ものによっては、できるものがありますか。

高梨委員：

そうですね、ものすごく、インドの工業団地か何かありますけれども、フェーズⅡのものがね。でもそんなのを聞いても、あまり意味がないと思いますね。もう決まっちゃっているし。

原科委員長：

「特に、被影響地域が明確であると判断される場合」と限定しているから、あとは「このため」は、必要によっては要らないのがありますよ。限定されているから。

高梨委員：

「このために」って、要らないんじゃないの。

原科委員長：

いやいや、「必要に応じて」、「このために、情報収集に努める」というんじゃない？ 結果を気にするために。

村山座長：

原科先生がおっしゃっているのは、前の部分を受けているという。

原科委員長：

「特に」で規定しているわけでしょう。「特に、被影響地域が明確であると判断される場合には」って。それが全部、一応つながっているわけでしょう。このために。

村山座長：

つなげたほうがいいですね。「記述し……」。

原科委員長：

「記述するため」じゃないの。「情報収集」だから。だから「記述する」と。そのために「情報収集」する。

作本審査役：

事業サイトが特定されている場合ですか。「被影響地域」が特定する。これは、ほぼ全ての場合、「被影響地域」は明確じゃないんですよね。原発じゃないですから。東京全般なら、東京まで含むのかと。そういう意味では、「被影響地域が明確」かどうか、これは調査してみなきゃ分からない、全ての逃げ口上になるんですよね。むしろ我々が知りたいのは、事業サイトが特定されているかどうか、じゃなかったんですけど。

原科委員長：

じゃあ特に「被影響地域」は事業サイト。

作本審査役：

事業サイトという言葉がいいかどうかは分かりませんが、事業を予定されている敷地が特定されているかどうかということで、前提は始まっていたんじゃないでしょうか。これはただ、「被影響地域」といったら、それはもう原発じゃないですが、日本中になってしまう。世界中になってしまう。

原科委員長：

調べることは、できると思いますけど。

村山座長：

今おっしゃったふうに変えると、より明確になるとは思いますけど、何かそれも、議論はあったんでしょうか。議論してないですかね。何かそのほうが、素直ではあると思うんだけど、この表現になったのは、何か理由があるような気がしますね。

原科委員長：

だから、事業サイトだと、いろいろな段階があるので、「被影響地域が明確」というのは、相当絞り込んだ話ですからね。

田中委員：

ここの部分は、例えば環境 NGO の人たちが、この地域の、例えば非自発的な移転を迫られているような人たちを支援しているような、NGO があったときに、その人たちは、どういう意見を持っているかみたいなことも、やっぱり報告書の中にあると、次にそれを受けて、例えば FS なんかをやるときに、それはすごくいい情報になるんじゃないかという、そういうイメージを、当時、私は持ったんです。本当のことを書いていないと、次の段階で、例えばこれが円借款案件だとすると、行ったらもう、反対運動があちこちで起こっているというのが分かって、これは採択段階でこんな情報がなかったら、採択していませんでしたよ、ということもあり得ると思うんですね。ですからジェトロの皆さんが支援されているものが、例えば円借款の案件形成に役立つようなものに本当になるためには、ここのところは、やっぱりきちんと書いてある報告書というのは、非常に役に立つと思います。

作本審査役：

定義のステークホルダーというのは、一般的に言うステークホルダーじゃなくて、ジェットロなりの、いわゆる企業関係者と、相手国政府だけでいいですよ、と狭めたんですよ。例外をつくったのが、ステークホルダーのジェットロなりの定義だったんです。だからそれを破るためにも、広めて、現地住民の影響なんていう場合を、全てに広げてもらっちゃ困るからということで、それならば、被害影響地域が特定されている場合のみ、じゃあ、例外的にそっちのほうまで入っていきましょうという、調査の深さを、ここで区別していたように私は記憶しているんですけど。

田中委員：

前文があるからこそ、「このために」が続いているんだと思うんです。その「必要に応じて」も、もしなければ、「努める」という言葉で、それは「必要に応じて」という言葉に含まれると。

作本審査役：

「努める」ということで、ちょっと弱くしてあるんですね。

田中委員：

「努める」は、弱くなっていますよね。

作本審査役：

あと第1番目の文章は、冒頭の文章は、実施機関というから、相手の企業か、相手の行政機関だけでも、イコール、ステークホルダーの話は、足りますよと言ってあげていたはずなんですね。それだけじゃ、全てはいかないでしょうということで、今、田中さんのお話ですね。

村山座長：

「特に」のところは、「被影響地域」となっていますが、これを「事業サイト」。

原科委員長：

「事業サイト」は明確に場合になるのかな、そうすると。

村山座長：

ということにするかどうか。

作本審査役：

「事業サイト」と呼び切れないような案件なんて、あるのでしょうか。

村上課長：

前回の議論のところを参考にすると、やはり初期段階で、ステークホルダーからの意見把握とか、汎用をやるべきだという方は、いらっしゃったんですけども、先ほど高梨先生がおっしゃったみたいに、調査プロジェクトがこれからやるかやらないか、まだ分からない段階で、ヒアリングをすると、地元で誤解とか混乱を招きかねないこともあるので、そこは少し緩めた表現にした、というふうに、記録は残っていました。「被影響地域は明確である」という、そこで熟度の話じゃないですけども、ある程度進んでいるものについては、やるべきだという議論があったようです。あまり文言云々というところはないです。想定される実施機関が分かっているのであれば、そういう協議をしてくださいと。明確でないのであれば、ステークホルダーを特定してくださいと。

作本審査役：

今、村上さんが持っておられる資料というのは、清水部長がおられたとき、このガイドラインをつくられた方ですけども、一緒に関わった。そのときに、部屋として、複数の方が仕事をされるんだから、共通の理解に立ったリコメンタールという、英語かどうか分かりませんが、内部的に固めておこう、ということでつくられた資料です。

村山座長：

ちょっと時間が過ぎてしまったので、今の議論を、次回に引き継ぐということで、よろしいですか。被影響地域という言葉で、「事業サイト」と変えるかどうかと、あとは次の文章で、「必要に応じて」という話を、入れるか入れないか。

原科委員長：

「事業サイト」とやった場合には、段階、さらに情報段階、分けたほうがいいのかもしいね。事業サイトだけ分かっている場合と、被影響地域だけの場合と、2段階に分けたほうが。

村山座長：

では、続きを次回にやりたいと思います。それで、どうしましょう。

作本審査役：

日程調整を佐々木さんのほうから。

(日程調整)

佐々木主幹：

次回開催は7月19日（金）15時から。

村山座長：

じゃあ、今日はこれで。ありがとうございました。/////////<終了>/////////